

兵庫地方最低賃金審議会
第1回計量器・測定器・分析機器・試験機・
測量機械器具製造業最低賃金専門部会

議事録

令和7年8月20日（水） 14時58分～16時50分	
兵庫労働局 第3共用会議室	
公益代表委員	山口委員、高階委員
労働者代表委員	黒石委員、小菅委員、田中委員
使用者代表委員	岡村委員、谷口委員、松田委員
事務局	岡本労働基準部長、安積賃金室長、山本賃金指導官、 山中労働基準監督官、村田労働基準監督官
(1) 部会長・部会長代理の選出について (2) 兵庫県計量器等最低賃金に係る改正決定必要性の審議について (3) その他	
議 事 内 容	
○山中労働基準監督官 それでは、始めさせていただきます。 ただ今から、第1回兵庫県計量器等製造業最低賃金専門部会を開会いたします。 本日は、千田委員が御欠席ですが、最低賃金審議会令第6条第6項の規定による定足数は充足しておりますことを御報告いたします。 本日の審議につきましては、公開としております。 傍聴の方におかれましては、受付でお渡ししております遵守事項に従い、円滑な議事進行に御協力のほどよろしくお願いいたします。 では、初回の専門部会になりますので、部会長が選出されるまでの間、事務局において議事を進行させていただきます。 審議に入ります前に、労働基準部長より挨拶を申し上げます。 ○岡本労働基準部長 労働基準部長の岡本でございます。 残暑とは言い難いようなまだまだ暑い日が続いておりますが、大変お暑い中、またお忙しい中、本専門部会に御出席いただきまして、ありがとうございます。また、お忙しい中、専門部会委員の御就任につきましても、快くお引き受けいただき、ありがとうございます。 最低賃金につきましては、皆様御承知だとは存じますが、地域別最低賃金とこの特定最	

賃、産業別最低賃金の二つがございます。

地域別最低賃金につきましては、今年度は、8月8日に64円引上げという答申をいただいております。法令上の手続きが順調に進みますと、10月4日から時間額1,116円ということで改定される予定となっているところでございます。

本年の地域別最低賃金につきましては、中央での目安金額の審議が44年ぶりに7回という長期にわたったということで、地方の審議会においても、その影響が出ており、兵庫県においても、例年よりは4日遅い改定の予定ということになっているところでございます。

そのため、この特定最賃の審議会につきましては、例年、非常に厳しい日程にはあるのですが、本年度はさらに厳しい日程の中、各専門部会委員の皆様方には御苦労をお掛けするということになるかと思っております。

今後も事務局から日程調整等行わせていただくとありますが、ぜひとも御理解、御協力を賜ればと思っております。

このあと、事務局から特定最賃の具体的な事務手続等について御説明させていただきますが、この特定最賃につきましては、何と言ってもまずは労使のイニシアティブによって、審議が行われるというところが、地域別賃金と特に違うところかと思っております。

そして、先ほども申し上げましたが、地賃が10月4日から64円引上げになりますので、この計量器につきましては、一旦10月4日を過ぎますと1回地賃を下回ってくる状況になります。

本日はまず改定の必要性があるかどうかという審議を行っていただきますが、その際には地賃を少なくとも1円以上上回るということがまずは必要となってまいります。

そうした点にも御配慮いただき、公益委員の方々のお力を借りながら、ぜひ労使のイニシアティブを発揮いただいて、円滑な審議に努めていただければと思っております。

事務局といたしましても、皆様方の審議が有意義に進められますよう精一杯努めてまいりたいと思っておりますので、今後ともよろしくお願いいたします。

○山中労働基準監督官

続きまして、本来であれば、各委員をお一人ずつ紹介させていただくところではございますが、時間の関係もございますので、お手元にお配りしております計量器等製造業最低賃金専門部会資料の1ページに添付しております委員名簿にて、各自御確認をいただくことで代えさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議題（1）「部会長・部会長代理の選出について」に入らせていただきます。

部会長、部会長代理の選出につきましては、慣行によりまして、公益代表委員の皆様で事前に御相談いただいて、候補者を御推薦いただき、その後、御推薦いただいた委員を専門部会にお諮りするということにさせていただいておりますが、そのように進めさせていただきますのもよろしいでしょうか。

○各委員

はい。

○山中労働基準監督官

それでは、そのようにさせていただきます。

では、公益委員の方から、部会長と部会長代理の推薦をよろしくお願いいたします。

○高階委員

公益側委員において、事前に打合せをしております。

部会長には山口委員を、部会長代理には千田委員を推薦することで調整を終えていますので、この2人の方を推薦いたします。

○山中労働基準監督官

ありがとうございます。

ただ今、部会長に山口委員、部会長代理に千田委員との御推薦がございましたが、労使委員の皆様いかがでしょうか。

○各委員

異議なし。

○山中労働基準監督官

ありがとうございます。

異議なしとの声がありましたので、部会長に山口委員、部会長代理に千田委員が選出されたものと確認いたします。

それでは、この後の議事進行につきましては、部会長にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○山口部会長

ただいま部会長に推薦いただきました兵庫県立大の山口でございます。

慎重審議に努めてまいりたいと思います。よろしくお願いいたします。

はじめに専門部会の議事録の確認をいただく委員を決めたいと思いますので、労働者側の委員はどなたにされますか。

○黒石委員

はい、黒石で。

○山口部会長

使用者側委員はどなたにされますか。

○岡村委員

では、岡村で。

○山口部会長

それでは、当専門部会において議事録の確認をいただく委員は、私と黒石委員と岡村委員とすることとします。

また、確認を行う委員が欠席された場合は、適宜代わりの委員を指名することにしたと思いますが、それでよろしいでしょうか。

○各委員

はい。

○山口部会長

では、次の議題（２）「兵庫県計量器等製造業最低賃金に係る改正決定の必要性の審議について」に入ります。

今年も昨年と同様に、「改正決定の必要性の有無について」、それぞれ業界事情に詳しい専門部会委員に判断を委ねるべきとの本審での決定を踏まえ、各専門部会において審議することとなりました。

事務局において、確認の意味も含めて、今年の特定最賃審議に至る経緯や今後の改正に向けた審議の流れ等についての説明をお願いいたします。

○安積賃金室長

はい、では、事務局より説明させていただきます。

兵庫県最低賃金につきましては、９件の特定最低賃金がございます。

そのうち、今年は、７月１日及び４日に７件の特定最低賃金について、改正の申出をいただいております。

お手元にお配りしてあります資料の８ページを御覧いただきたいと思います。

ここに今年の特定最低賃金改正の申出状況を取りまとめております。

今回、改正の申出をいただきました７件の特定最低賃金につきましては、いずれも形式的要件を具備しているものと判断しましたので、７月１８日の本審におきまして、これらの申出について、確認を行っていただきました。

その上で、同本審において、その改正必要性の有無についての意見を求めるとともに必要性が認められた場合には金額の改正決定についての調査審議も求めるという諮問をさせていただきます。

兵庫県では、令和元年までは本審において、各業種を一括して改正必要性の審議を行った上で、各専門部会において金額審議のみを行ってまいりました。

しかし、令和２年以降は、各業界事情に通じた専門部会委員で構成されている専門部会での判断に委ねるべきとの委員意見を踏まえ、各専門部会で改正の必要性の審議を行う運びとなっております。

本年も７月の本審におきまして、確認がありましたように、昨年同様、各専門部会においての金額改正の必要性の有無に係る審議から行っていくことを決定しております。

特定最低賃金の改正につきましては、金額の改正を行うことの必要性に係る諮問と答申、そして、金額をいくらにするかという金額改正の諮問と答申それぞれ二つの段階を踏まえて、金額改正に至るという形になっておりますので、その辺りについて御説明させていただきます。

資料の 2 ページ目、横書きの青色の部分で説明資料＜特定最低賃金編＞ダイジェスト版というのがありますが、その資料以降を説明させていただきます。

次の 3 ページ目を御覧いただきたいのですが、特定最低賃金につきましては、最低賃金法の第 15 条から第 19 条において規定されているもので、企業内の賃金水準を設定する際の労使の取組を補完するものとされております。

その決定につきましては、労使のイニシアティブにより決まり、全国では 224 件設定されている状況となっております。

兵庫県では、先ほど申し上げましたとおり、9 件設定されている状況ではありますが、そのうち 7 件の改正申出があった状況となっております。

また、特定最低賃金と地域別最低賃金の関係についてですが、最賃法第 16 条により、地域別最低賃金より高い額で特定最低賃金を決定しなければならないと法律で規定されております。

資料の 4 ページ目を御覧いただきたいと思います。

ここで、左側に特定最賃、右側に地域別最賃の表となっております。

右側の地域別最低賃金につきましては、兵庫においては、現在のところ、時間額 1,052 円となっております。これは全ての労働者の賃金の最低限を保障するセーフティネットという役割・機能があります。

それに対しまして、左側の特定最低賃金につきましては、そこに書かれていますように、企業内の賃金水準を設定する際の労使の取組を補完するものとしての役割設定がされているところであり、この部分が大きく異なるところとなっております。

この地域別最低賃金につきましては、先ほど部長からもお話のありましたように、先の最低賃金審議会において、兵庫県では時間額 1,116 円とするという答申が出されておまして、今後異議の申出審議等を行って、手続きが進んでいく予定となっております。

続きまして、資料の 5 ページ目を御覧ください。

特定最低賃金の決定、改正までのプロセスについてですが、関係労使からの申出がありましたら、労働局長が諮問を行い、審議会又はその専門部会で金額改正の必要性の調査審議を行い、その必要性の答申があった場合には、金額改正の諮問・審議、改定額の決議、改定額の答申を行って、異議審を経て改定額を決定して、官報公示をしてから効力発生という流れとなっております。

なお、本日は、この流れの中で、必要性の調査審議を行っている状況となっておりますので、御確認をお願いいたします。

この必要性の調査・審議について、補足させていただきますと、昭和 57 年の中央最低賃金審議会答申で、「特定最低賃金の必要性の有無は新産業別最低賃金の設定の趣旨にかんがみ、全会一致の議決に至るよう努力するもの」とされております。つまり、改正の必要性

は全会一致によらなければならないということになっております。

また、一方、平成 14 年の中賃の協議会報告におきまして、必要性は全会一致でしたが、もし改正の金額に関する調査審議に移った場合ですが、この場合は、「全会一致の議決に至るよう努力することが望ましい。」とされており、ここでは「望ましい」と表記することにより、全会一致だけではなく、採決にて決定することもあり得ることを含んでおります。

そのようなことを踏まえまして、この特定最低賃金につきましては、改正の必要性は全会一致が必須であり、金額決定につきましては、全会一致が望ましいとされていることとなりますので、御留意いただきたいと思います。

また、改正の必要性がありとなった場合には、先ほど御説明させていただきましたように、最低賃金法第 16 条で地域別最低賃金より高い額で特定最低賃金を決定することが求められており、地域別最低賃金が 1,116 円という答申がされておりますので、それよりも 1 円以上の引上げを行うことが求められてきます。そのことに御留意いただきまして、審議を行っていただけたらと思っております。

また、もう 1 点留意点としまして、お手元の資料の 8 ページ目に戻っていただきますと、特定最低賃金につきましては、もう一つ制限がありまして、申出を行った最も低い労働協約の時間額を超える金額での改正はできないとなっております。改正額の上限はその最低額が限度となるということになります。

具体的に申し上げますと、この表の計量器に労働協約の最も低い金額が表記しているところがございます。ここでは、計量器の欄に労働協約の最も低い金額が 1,135 円となっておりますので、これを超えることはできないという制限がかかってきます。

ですので、トータル的に先ほどの地賃よりも上回るということを考えますと、必要性ありとなった場合に金額審議に移行しましたら、1,117 円から 1,135 円までの間で金額審議を図っていただくということになります。

事務局からの説明としては、以上となります。

○山口部会長

ありがとうございます。

ただ今の説明について、御意見、御質問等はございますでしょうか。

○各委員

(特になし)

○山口部会長

確認しますと、必要性については、全会一致で、金額審議になった場合には、1,117 円から 1,135 円までという形で議論をさせていただくということになります。その辺の前提条件を押さえて、議論いただくということでお願いいたします。

それでは、兵庫県の計量器等製造業最低賃金改正決定の必要性の有無についての審議に入りたいと思いますが、事務局から、本日お配りいただいている各種参考資料の説明をお

願いいたします。

○安積賃金室長

では、引き続き事務局より説明をさせていただきます。

お手元の資料に経済概況や雇用状況等の資料も添付させていただいておりますので、その説明をさせていただきたいと思います。

また、途中に兵庫労働局において、実施した基礎調査の結果の資料もございます。

その部分につきましては、担当しております事務局の村田から私の後にその概要について、説明をさせていただきたいと思います。

(以下の資料 32～123 ページについて説明)

資料No.7 一般職業紹介状況（令和7年6月分）抜粋（兵庫労働局職業安定部職業安定課 令和7年8月1日発表）

資料No.8 管内金融経済概況（日本銀行神戸支店 2025年7月18日）抜粋

資料No.9 毎月勤労統計調査地方調査月報（兵庫県 令和7年5月）抜粋

資料No.10 兵庫県の経済・雇用情勢（兵庫県産業労働部 令和7年8月14日公表）抜粋

資料No.11 兵庫県鉱工業指数月報（兵庫県企画部 令和7年5月速報）抜粋

資料No.12 連合 2025 春季生活闘争 平均賃金方式 第7回（最終）回答集計結果（連合 2025年7月3日公表）

資料No.13 「中小企業の賃金改定に関する調査」集計結果（2025年6月4日 日本商工会議所・東京商工会議所）

資料No.14 精密機械器具製造業関係最低賃金（令和5、6年度, 全国）

○村田労働基準監督官

続きまして、賃金室の村田から、基礎調査結果関係資料について説明させていただきます。

(以下の資料 12～31 ページについて説明)

資料No.6 令和7年度最低賃金に関する基礎調査結果（特定最賃）

○山口部会長

ただ今の説明について、何か御意見、御質問はございますでしょうか。

○各委員

(特になし)

○山口部会長

それでは、審議を続けさせていただきたいと思います。

事務局の説明にもありましたが、特定最賃の改正の必要性の有無に関しましては、全会一致が原則ということになり、全会一致に至らなかった場合は改正の必要性はなしという

ことになります。

また、全会一致で決議された場合は、最低賃金審議会令第6条第5項の適用により、専門部会の決議をもって、審議会の決議となります。

各委員におかれまして、非常に限られた時間の中で、大変御苦勞をお掛けしますが、よろしく願いいたします。

要は、全会一致で決めるということと、ここで決めた金額が特定最低賃金の金額になるということです。

それでは、まず労使それぞれから、兵庫県計量器等製造業最低賃金改正決定の必要性有無の審議に当たって、基本的な考え方を伺わせていただきたいと思います。

その段階で、双方が御意見を同じくするのであれば、改正の必要性について結論が出たことになり、答申を行うということになりますし、また、労使の意見が異なった場合は審議を続けていくことにしたいと思います。

では、最初に労使双方それぞれで意見調整する時間が必要でしょうか。

○使用者側委員

はい。

○山口部会長

労側は。

○労働者側委員

大丈夫です。

○山口部会長

それでは、10分程度意見調整していただいて、また審議再開したいということでよろしく願いいたします。

(使用者側委員打合せ)

○山口部会長

それでは、審議を再開します。

では、改正の申出をされた労働者側委員から金額改正必要性に係る考え方をお聞きしたいと思います。

それでは、お願いいたします。

○田中委員

それでは、ヤマトハカリの田中から説明をさせていただきます。

今回の必要性の審議に関してですが、労側としては、今年度も必要性ありと主張させて

いただきます。

今年度の兵庫県最低賃金は、プラス 64 円の 1,116 円となり、現状 1,053 円の計量器は、今年も地賃に埋没してしまう状況となっております。

昨年も地賃につきましては、大きな引上げ額であったということですが、今年も物価高騰などの影響も続き、さらに大きく上回る引上げ額となっております。

政府が示す 20 年代に 1,500 円台という話もあり、今後も大きな引上げ額が検討されることが考えられます。

景況部分につきましては、コロナ禍以降ゆるやかですが、回復基調が続いております。一方で、アメリカの関税問題などもあり、先行きに関しては、慎重な見方がされております。

また、各企業におきましては、あらゆる物の価格上昇に対して、努力が求められ、厳しい状況となっております。

そのような中、製品価格への価格転嫁が注目されるようになってきていますが、中小企業においては、労務費を含めて、十分に反映できているといえず、厳しい状況に置かれているということは理解いたします。

ただ、一方で労働者においても、物価上昇により、生活費の負担が増加しております。昨年も発言させていただきましたが、計量器等の業界は計量法の適用など計器製造に当たり、守るべきルールが多く、経済社会活動に貢献する重要な業界であると考えております。そのような業界で働く労働者を支え、その貢献に対する対価を得て、誇りを持てるように地賃に対しての優位性のある計量器等における特定最賃は継続して必要というように考えております。

人材確保が困難になっている現状において、地賃金額に差のある大阪などへの人材流出を防ぎ、労働力を確保して、業界を発展させていくためにも、この特定最賃というのは必要であると考えております。

そのため、今年度も金額改正については、必要性ありとして、主張させていただきます。以上になります。

○山口部会長

それでは、次に、使用者側委員からお願いいたします。

○岡村委員

それでは、岡村の方から発言させていただきます。

今、田中委員からのお話もありましたとおり、非常に厳しい環境にある。しかも流動性があって、予測がつかないような様々な事象がある中で、兵庫県が 64 円アップということで国の B ランクの目安 63 円を上回る賃上げを決めようという方向で進んでおられる。

そうした中で我々計量器業界は、人数は少ないとはいえ、様々な会社がある中で今、田中委員がおっしゃったとおり、価格の転嫁ができていない会社もたくさんあるでしょうし、輸出製品について、機種によりますが、アメリカのトランプ関税で、今まではほぼゼロパー

セントであった関税がかかってくるということになっている企業もある中で様々な対応をしていかないといけない。

そんな中で、田中委員がおっしゃったように各企業は人材確保に非常に苦勞していますので、そういう意味で賃上げもしていかないといけないということにも、取り組んでおります。

去年を上回る非常に大きな 64 円アップという国の B ランクの目安をも超える賃上げが県の地賃として設定されておりますので、我々側としましては、もうこれをしっかりと守っていくことで精一杯であろうと考えております。

そういったことで、特定最賃の金額改正については必要ないと考えております。

よろしくお願いします。

○山口部会長

それぞれの御意見をまとめさせていただきますと、労側からは人材確保の観点があり、必要性ありと、使用者側からは労働力確保の部分については認めるけれども、トランプ関税その他の影響等もあって、必要性なしということで意見が分かれたということになりました。

先程来申し上げておりますように、特定最賃は、委員会として意見の一致をみないと、金額改正審議には進めないということになっておりますので、我々としてもできるだけ丁寧に議論させていただきたいと思います。

ここで、本当に一致点を見出せないのかというところで、労側と公益側、公益側と使用者側と二者協議をさせていただいて、それからまた全体協議という形を取りたいと思しますので、よろしくお願いいたします。

それでは、別室で、二者で、最初労側と公益側とお話させていただくことにします。

よろしいでしょうか。

(公労会議、公使会議、公労会議)

○山口部会長

大変お待たせして、申し訳ありません。

今回は、必要性の有無について、議論をさせていただきました。

労側は必要性ありということで、基本的には産業の魅力をどのようにして、保っていくかという議論でした。その上で産業全体としての魅力度を保つ上で少なくとも特定最賃の意義が果たせるようにしていきたいということで必要性がある。その根底には産業としての人材確保、産業全体としてその魅力をアピールする上で特定最賃を維持していきたいということでした。

一方、使用者側は最低賃金が急激に上がっているということもあって、人材確保にはやぶさかではないが、これ以上の金額による魅力のアピールというのは難しいと考えていて、できる限り個別の企業が裁量を発揮できるような形で人材確保を図っていきたいので、特

定最賃の金額改正の必要性はなしという御主張でした。

いろいろ議論させていただいたのですが、時間の関係がありますので、本日はここで審議を終了して、次回に引き続き審議をしたいと思います。

その際に次回、昨年度も議論になった特定最賃の場の維持の問題とか業界の在り方の問題について、昨年の議論のボールが今労側にあるというのが使用者側の認識ですので、労側の方から昨年の議論の案件についての進捗状況等について、お話いただくということから、次回もう一度議論させていただきたいと思います。

議論の前提条件とか国の方針とかいろんな問題がありますので、その点、事務局とも相談の上、どのような形で報告できるかということを決めていただければと思います。

いろいろと国の方針も変わってきておりますので、その点我々が昨年していた議論の前提が変わっていたりとかということも出てきているかと思っておりますので、そこも踏まえて、今年以降どうしていくのかということでもう一度事務局の方もそれぞれ労側、使側に御説明いただいて、議論の前提を同じくして、先に進めていきたいと思っています。

今回労使双方の話を聞きましたが、本日の段階では労側は人材確保のために必要性ありという御意見であり、使側は人材確保ということは必要だが、もう少し個の企業の裁量でやれる部分があるということで改正の必要なしということでありましたから、意見の一致には至っておりません。

労使とももう少し議論を重ねたいということもあります。その辺を固めていった方が今年度、次年度以降もこの特定最賃の場の議論というのが深まると思いますので、もう少し議論を続けてまいりたいと思っています。

次回引き続き、必要性の有無について、審議したいと思います。

では、次回の日程について、事務局から説明をお願いいたします。

○安積賃金室長

では、次回の日程について、提案させていただきます。

次回の日程としましては、9月1日月曜日午後3時からを提案させていただきたいと思います。

(日程調整)

○山口部会長

今のところの予定として、一部の委員から午後3時半からの方が良いとの要望もありましたので、9月1日月曜日午後3時半からとして、日程調整等していただいて、次回開催させていただくということよろしいでしょうか。

大丈夫ですか。事務局の方で何か必要事項等ありましたら、お願いいたします。

○安積賃金室長

特にございません。

○山口部会長

どうもありがとうございました。

本日の審議はこれで終了とさせていただきます。

ありがとうございました。

山口 隆英

黒石 尚稔

岡村 剛敏